



2016年5月12日

各位

会社名 株式会社 クレハ
代表者名 代表取締役社長 小林 豊
コード番号 4023 (東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 数井 明生
(TEL 03-3249-4651)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしました。あわせて、2016年6月24日開催予定の第103回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するとしており、100株への移行期限を2018年10月1日と定めたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2016年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、2016年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の通り、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的に株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。なお、発行可能株式総数について、2016 年 10 月 1 日をもって、株式の併合の割合に応じて、現行の 6 億株から 60 百万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 2016 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2016年3月31日現在）	181,683,909株
今回の併合により減少する株式数	163,515,519株
併合後の発行済株式総数	18,168,390株

(注) 「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

2016 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	15,653名（100.00%）	181,683,909株（100.00%）
10株未満	223名（1.42%）	381株（0.00%）
10株以上	15,430名（98.58%）	181,683,528株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 223 名（所有株式数の合計 381 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、かかる株主様は、株式併合の効力発生前に、会社法第 194 条第 1 項および定款の規定により、自己が有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求すること（「単元未満株式の売渡請求」）ができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する株式を買い取るよう当社に対して請求すること（「単元未満株式の買取りの請求」）も可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、これらの事

務手続きは株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）に委託します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（2016年10月1日）をもって、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数 6億株

変更後の発行可能株式総数（2016年10月1日付） 60百万株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、2016年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に対応するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60百万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、2016年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日（株主総会招集決議）	2016年5月12日
定時株主総会決議日	2016年6月24日
単元株式数の変更の効力発生日	2016年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	2016年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	2016年10月1日（予定）
株主様へ株式併合割当通知発送	2016年11月中旬（予定）
端数処分代金のお支払い	2016年12月初旬（予定）

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2016年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は2016年9月28日となる予定です。

以上

添付資料（ご参考）単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、2016年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に大きく変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2016年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2 個	200株	2個	なし
例 2	1,200株	1 個	120株	1個	なし
例 3	1,002株	1 個	100株	1個	0.2株
例 4	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 5	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満（例5）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。
- ・例3、例4、例5において発生する端数株式（例3は0.2株、例4は0.5株、例5は0.7株）の取扱いにつきましては後記「Q7」をご参照ください。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4.

以下のフローでご確認ください。

- I. 現在10株未満の株式を所有されていますか？ ⇒ YESはIIへ、NOは①へ。
 - II. 併合の効力発生前までに、所有している10株未満の株式の売渡請求、または、買取りの請求を当社に対して行いますか。 ⇒ YESは②または③へ、NOは④へ。
- ①特に必要なお手続きはございません。
 - ②売渡請求につきましては、後記「Q5」をご参照ください。
 - ③買取りの請求につきましては、後記「Q6」をご参照ください。
 - ④特に必要なお手続きはございませんが、株式併合後に発生する端数株式の取扱いにつきましては、後記「Q7」をご参照ください。

Q5. 現在所有している10株未満の株式に、株式を買い増して、効力発生後に端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A5.

10株未満の株式については、「単元未満株式の売渡請求」制度をご利用いただくことにより、株主様が株式を買い増して、単元株式（1,000株）にまとめていただくことが可能です。なお、証券保管振替機構の「株式等振替制度に係る業務処理要領」により、9月14日から9月30日の間、「単元未満株式の売渡請求」の停止期間となりますので、それまでにお手続きください。

単元未満株式の売渡請求のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 現在所有している10株未満の株式を当社が買取り、効力発生後に端数が生じないようにする方法はありますか。

A6.

10株未満の株式については、「単元未満株式の買取りの請求」制度をご利用いただくことにより、当社が株主様の10株未満の株式を買い取ることが可能です。なお、証券保管振替機構の「株式等振替制度に係る業務処理要領」により、9月27日から9月30日の間、「単元未満株式の買取りの請求」の停止期間となりますので、それまでにお手続きください。

単元未満株式の買取りの請求のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A 7.

すべての端数株式を当社が一旦お預かりし、一括して売却処分し、または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 8.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式の市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることは、理論上はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 9. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 9.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることは予定していません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、「A 7」に記載のとおり、売却処分または買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配するため、当該端数株式に係る配当はその後生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社またはつぎの株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日午前9時～午後5時(土、日、祝日等を除く)

以上